

被保険者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給について

日頃より、当健康保険組合の事業運営に関しまして、ご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
令和2年3月6日付の厚生労働省からの事務連絡により、新型コロナウイルスの感染が認められなくても、被保険者が発熱などの自覚症状があり、自宅療養をされている場合も、傷病手当金の支給対象となりました。従来通り、傷病手当金は「療養による労務不能」が支給前提であることは変わりありませんが、状況により、医師の意見欄が記載されていなくても、事業主証明書で対応することが可能となっています。

	状 況	傷病手当金 支給可否	医 師 意 見 欄 記載の可否	事業主証明書 提出の可否
1	被保険者が新型コロナウイルスに感染した場合	○	○	×
2	被保険者が検査で新型コロナウイルスの「陽性」と判定された場合	○	○	×
3	被保険者が発熱などの自覚症状があり自宅療養を行っていた場合	○	-	○
4	被保険者が、発熱などの自覚症状があり自宅療養中であったが、医療機関で受診したところ、新型コロナウイルス感染ではなく、別の疾病に罹患していた場合	○	別の疾病と判断された後 ○	別の疾病と判断される前 ○
5	事業所内で新型コロナウイルスに感染した者が発生したことにより、事業所全体が休業し、自宅待機を命じられた場合	×	×	×
6	被保険者の自覚症状はなく、家族が感染し濃厚接触者になり、被保険者が休暇を取得した場合	×	×	×

- 注) 1. 上記 3.4 は、体調悪化等の理由でやむを得ず医療機関へ行くことができず、医師の意見欄が記載出来ない場合に、被保険者が療養のため労務不能である旨を事業主が証明する書類の添付で傷病手当金を支給致します。
2. 上記 5.6 は、被保険者自身が療養のための労務不能ではないことから、傷病手当金は支給できません。